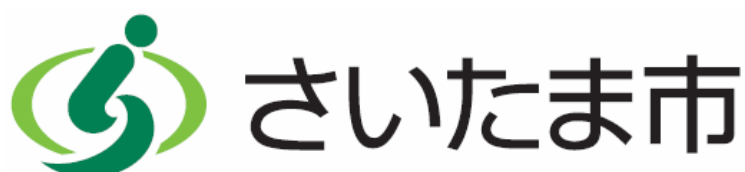


＜さいたま市行政改革推進プラン説明資料＞

より安定的な財政へ向けて

～ 健全財政維持プラン ～

平成18年4月



<健全財政維持プランは、>

今日までさいたま市では、歳出削減への積極的な取り組みや安定した市税収入の確保などにより、堅実な行財政運営を行ってまいりましたが、今後とも引続き、健全な行財政運営を維持していくためには、歳入・歳出の構造を見直し、自主財源の確保・拡充を図るとともに、「選択と集中」の観点からすべての事業について既成の枠を取り外したゼロベースからの見直しを行うなど、行財政運営における課題を改めて検証し、より一層の行財政改革に取り組む必要があります。

そのため、平成18年2月には、「さいたま市行政改革推進プラン」を策定し、平成17年度を基準とした平成18～22年度までの「中期財政収支見通し」の推計を行い、その結果5年間で生じる財源不足（約845億円）に対して、引続き、将来を見据えた健全財政の維持に向けた取り組みを積極的に行う目標を設定しました。

「健全財政維持プラン」は、「さいたま市行政改革推進プラン」にある「Ⅳ より安定的な財政へ向けて」の説明資料として、現在の財政状況の分析を加えて作成をしました。

< 目 次 >

1	地方財政を取り巻く環境	1
2	策定の目的	2
3	さいたま市の財政の現況	
(1)	財政規模の現況	3
(2)	歳入の現況	4
(3)	歳出の現況	6
(4)	市債残高と積立基金の現況	9
(5)	財政指標等から見た財政の現況	11
4	中期財政収支見通し	
(1)	中期財政収支の見通し	13
(2)	中期財政収支の見通しの結果による 今後の財政運営の課題	15
5	健全財政の維持に向けた取組み方策	
(1)	取組み方策の基本的な考え方	16
(2)	健全財政の維持に向けた取組み目標	17

この資料における各種表やグラフの数値は、次のとおり算出・表示しています。

○政令指定都市平均：さいたま市を含む13政令指定都市の平均値（単純平均）。



（札幌・仙台・千葉・さいたま・川崎・横浜・名古屋・京都
大阪・神戸・広島・北九州・福岡）

○端数の扱い：表示数値の直下の桁を四捨五入。よって、構成比の合計が100%とならないなど、合計欄で一致しない場合があります。

より安定的な財政へ向けて

1 地方財政を取り巻く環境

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の制定（平成11年法律第87号）

＜国と地方の役割分担の見直し＞

◇国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大。

自己決定・自己責任のルールに基づく行政システムの確立

◇これを踏まえた地方税財政の自立性の向上（三位一体改革）。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、真の地方財政の自立へ

＜地方財政の今後の見込みは、＞

◇地方歳入においては、

景気の緩やかな回復や税制改正等により地方税が微増の見込み。

◇地方歳出においては、

- ・ 少子高齢化対策による社会保障関係経費
- ・ 公共投資に係る公債費等の義務的な経費
- ・ 住民ニーズの多様化による行政需要などが大幅に増大する見込み。

厳しい地方財政

＜国による地方行政改革の推進＞

◇改革の受け皿として、地方団体の行財政基盤の強化が不可欠

- ①自主的な市町村合併を積極的に推進
- ②国と歩調を合わせた地方行政改革の推進

給与関係費、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般の徹底的な見直しを行うことで歳出規模を抑制し、財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促す。

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行政改革指針）【平成17年3月29日総務省】

指針では、地方行政改革について「計画的な行政改革の推進と説明責任の確保」によって、徹底した情報開示による強力な取り組みを促す。

≫行政改革大綱等の見直し

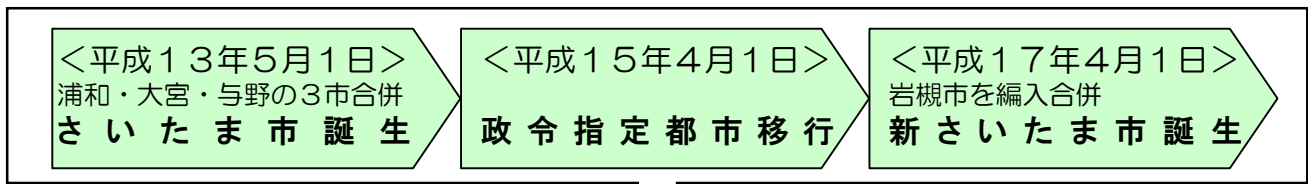
行政組織運営全般について、「PDCAサイクル（※）」に基づき不断の点検を行い、行政改革大綱等の見直し又は新たな策定

≫集中改革プランの公表と説明責任の確保

平成17年度を起点として概ね平成21年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、平成17年度中に広報やホームページ等で公表（事務事業の再編・整理、経費節減等の財政効果等の公表）

※「PDCAサイクル」とは
「計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒検証（Check）⇒見直し（Action）」のサイクル

2 策定の目的



平成13～17年の5年間で「さいたま市」は大きく変貌

大都市としての「キャンパス」の大きさと形が整う。
(人口 約118万人 面積 約217km²)

このような中で、

名実ともに大都市として、より一層の発展を目指して、
☆大都市としての機能の充実・強化
☆多様化する住民ニーズに対する細やかな行政サービスの提供
などの行政需要は拡大。

一方、
市税収入において景気の緩やかな回復等によって堅調な伸びを確保できる見込みであるが、歳入全体としては、大きな伸びは期待できない。

財源不足の発生

<そこで、>

これまでは、
◆歳出削減への積極的な取組み
◆安定した市税等収入の確保
などにより「**堅実な財政**」を維持。

今後も引続き**健全な財政を維持する**には、
◇歳入・歳出構造の見直し
◇自主財源の確保・拡充
◇「**選択と集中**」の観点から全事業について既成の枠を取り外したゼロベースからの見直しなど、改めて課題の抽出・検証が必要。

<健全財政維持プランでは、>

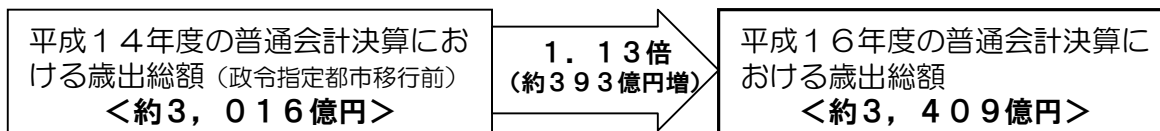
- 平成17年度を基準とした平成22年度までの中期的な行政需要を把握し、「中期財政収支見通し」を推計。
- 今後の財政運営上の課題を抽出。
- 健全財政の維持を目指して、「より効率的・効果的な財政運営を行うための方策」を検討。

3 さいたま市の財政の現況（平成16年度普通会計決算を基準） (※)

(1) 財政規模の現況

さいたま市の財政規模

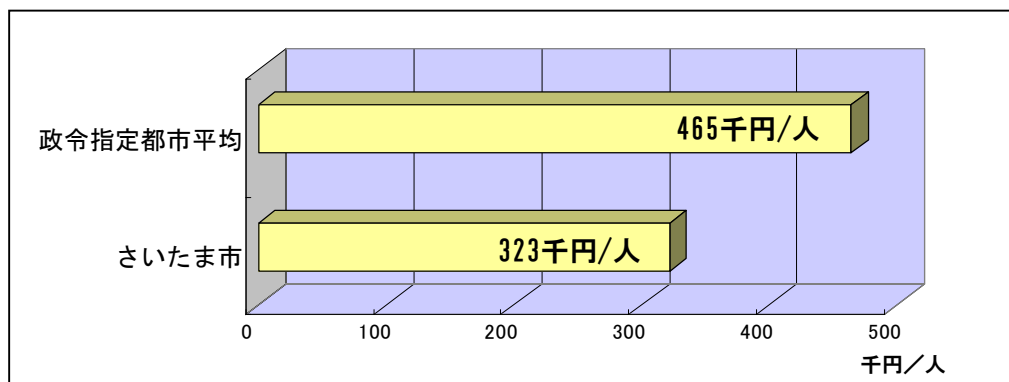
◎平成15年度の政令指定都市移行によって増加



政令指定都市移行に伴い、埼玉県から464事務が移譲され、また、大都市制度における財政特例によって財源が拡大したことにより、財政規模が増加しました。

人口一人あたりの歳出総額

◎平成16年度の普通会計決算における人口一人当たりの歳出総額



政令指定都市平均と比較すると、約69%（▲142千円）の水準であり、13政令指定都市の中で最も少ない額となっております。

※普通会計とは、

地方公共団体における会計は、一般会計及び特別会計によって構成されますが、実施している事業の違いから会計の範囲が異なります。そのため、全国統一の基準により、一般会計と一部の特別会計を合計した統計上の会計区分を普通会計といいます。

◇一般会計・・・地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の基本的な経費を経理する会計。

◇特別会計・・・特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区別して経理する会計。さいたま市では、国民健康保険事業、老人保健事業など全部で22会計。

(2) 歳入の現況

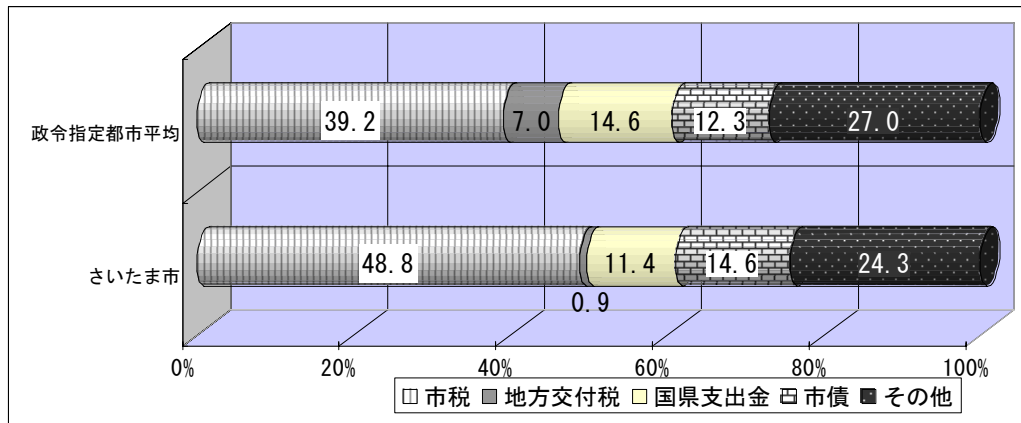
① 歳入の内訳

普通会計決算における歳入構成

歳入のうち市税が約50%を占めて最も大きく、次に、市債、国庫支出金の順となっています。

	金額（百万円）				構成比（%）			
	H13	H14	H15	H16	H13	H14	H15	H16
市税	173,690	173,912	170,649	173,147	55.8	56.3	48.1	48.8
地方交付税	5,046	5,224	5,893	3,274	1.6	1.7	1.7	0.9
国・県支出金	37,722	34,521	39,268	40,411	12.1	11.2	11.1	11.4
市債	23,647	32,544	58,772	51,663	7.6	10.5	16.6	14.6
その他	71,416	62,532	79,917	86,056	22.9	20.3	22.5	24.3
合計	311,521	308,733	354,499	354,551	100.0	100.0	100.0	100.0

◎平成16年度普通会計決算（構成比）における政令指定都市の平均との比較



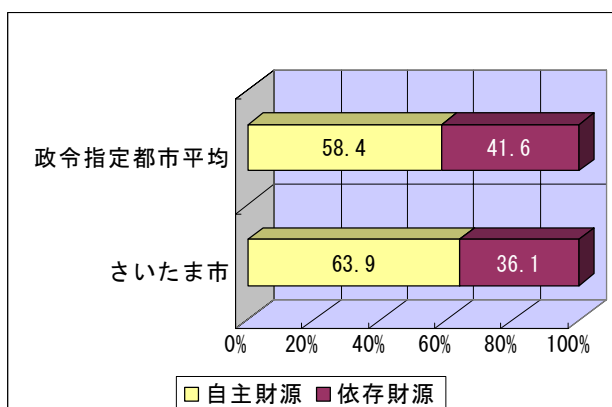
政令指定都市の平均割合と比較すると、歳入のうち市税が占める割合が非常に大きく、地方交付税、国県支出金が少ないという特徴があります。

また、市債を占める割合が、政令指定都市平均を上回っていますが、これは合併に伴う「合併特例債（※）の発行」が影響しているものと考えられます。

※合併特例債とは、

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費の財源として借入れることができる地方債。（合併年度とこれに続く10カ年度に限り発行可能）

自主財源と依存財源の割合



さいたま市は、自主財源（※）の比率が高く、自主的な財源で自立した財政運営ができていていることを示しております。

※自主財源とは、

市が自主的に収入することができる財源。（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等）

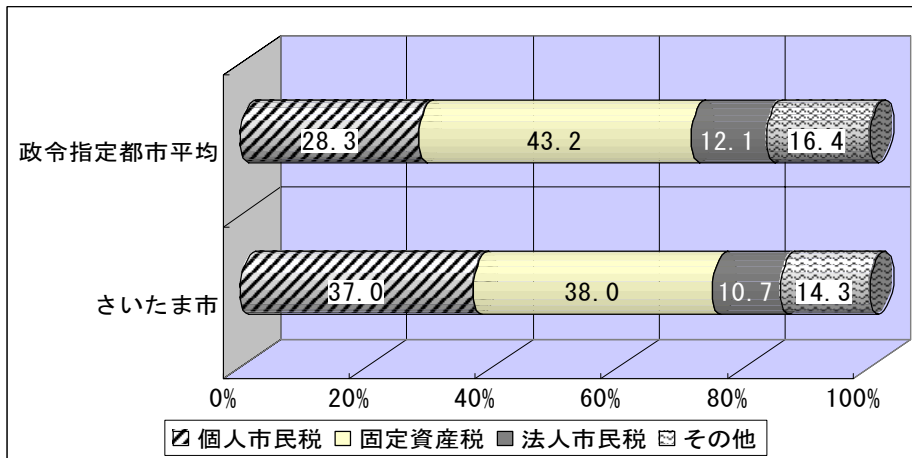
※依存財源とは、

国・県の意思により定められた額を交付または、割り当てられる財源。（地方交付税、国・県支出金、市債等）

②市税収入の内訳

市税の構成比と推移

◎平成16年度普通会計決算における政令指定都市の平均との比較

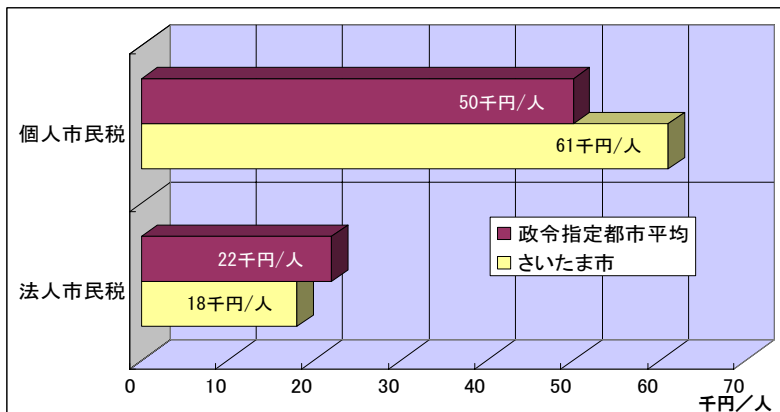


さいたま市の市税の構成は、個人市民税と固定資産税の占める割合が大きく、全体の約75%を占めています。

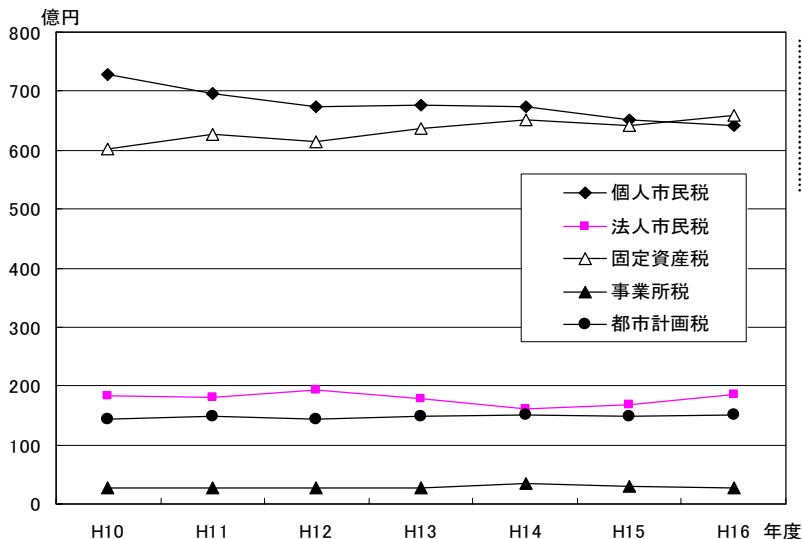
また、政令指定都市の平均割合と比較しても、個人市民税の割合が大きく、13政令指定都市の中で最も大きくなっています。

個人市民税の割合が大きいのは、首都圏に隣接する住宅都市という特徴に加え、市民一人あたりの個人市民税額が大きい（所得額が大きい）ため）ことによります。

<（参考1）人口一人あたりの税額>



<（参考2）主要税目別の推移>



注：平成10～12年度は、浦和・大宮・与野市の決算額の合計値である（以下、同様の取り扱い）

(3) 歳出の現況

性質別歳出の推移

◎平成13～16年度における性質別(※)普通会計決算の推移(単位:百万円、%)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	投資的経費	その他
(歳出額)									
平成16年度	340,908	66,441	39,574	31,429	53,765	15,537	29,486	80,393	24,283
平成15年度	337,456	68,130	35,781	36,406	50,152	15,359	29,436	78,412	23,780
平成14年度	301,580	66,768	28,407	33,212	46,816	13,701	30,289	66,396	15,991
平成13年度	297,918	70,039	25,230	37,133	46,568	10,241	26,324	59,560	22,823
(構成比)									
平成16年度	100.0	19.5	11.6	9.2	15.8	4.6	8.6	23.6	7.1
平成15年度	100.0	20.2	10.6	10.8	14.9	4.6	8.7	23.2	7.0
平成14年度	100.0	22.1	9.4	11.0	15.5	4.6	10.1	22.0	5.3
平成13年度	100.0	23.5	8.5	12.5	15.6	3.4	8.8	20.0	7.7

「財政規模の現況」においても述べたように、平成15年度の政令指定都市移行に伴い、歳出総額は増加しております。

<平成16年度における性質別の内訳>

投資的経費(※)が804億円(23.6%)で最も多く、人件費664億円(19.5%)、物件費(※)538億円(15.8%)、扶助費(※)396億円(11.6%)、公債費(※)314億円(9.2%)と続いています。

<性質別の年次変化>

合併によるさいたま市の誕生(平成13年)、政令指定都市への移行(平成15年)という特殊な条件もありますが、人件費が減少する一方、扶助費や投資的経費については増加する傾向にあり、特に扶助費の伸びが目立っています。

※性質別とは

予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質(人件費、物件費など)によって分類したもの。

※投資的経費とは

支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費。
(普通建設事業費、災害復旧費等)



道路、橋梁、学校をはじめとした公共施設等の新築・改築などの建設事業に要する経費。
(工事請負費のほか、資本形成に関係する補助金や人件費なども含まれます。)

※物件費とは

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的(支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの)な経費。
(賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等)

※扶助費とは

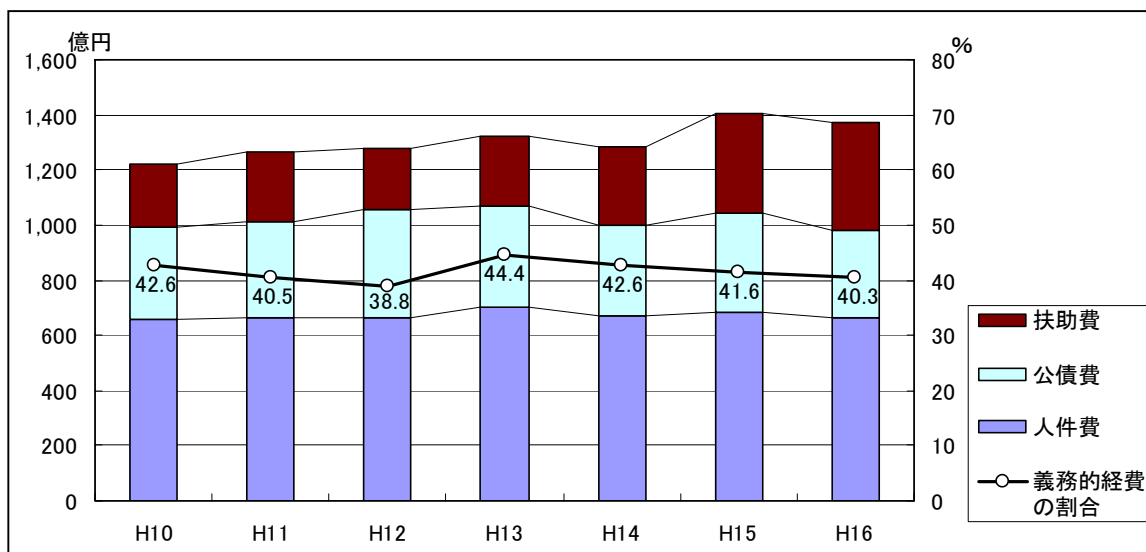
社会保障制度の一環として現金や物品などとして支給される経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など地方公共団体の施策として行うものも含まれます。

※公債費とは

市債(市の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした際の支払利息に要する経費。

< 義務的経費の年次変化 >

◎平成10～16年度における義務的経費(※)の推移



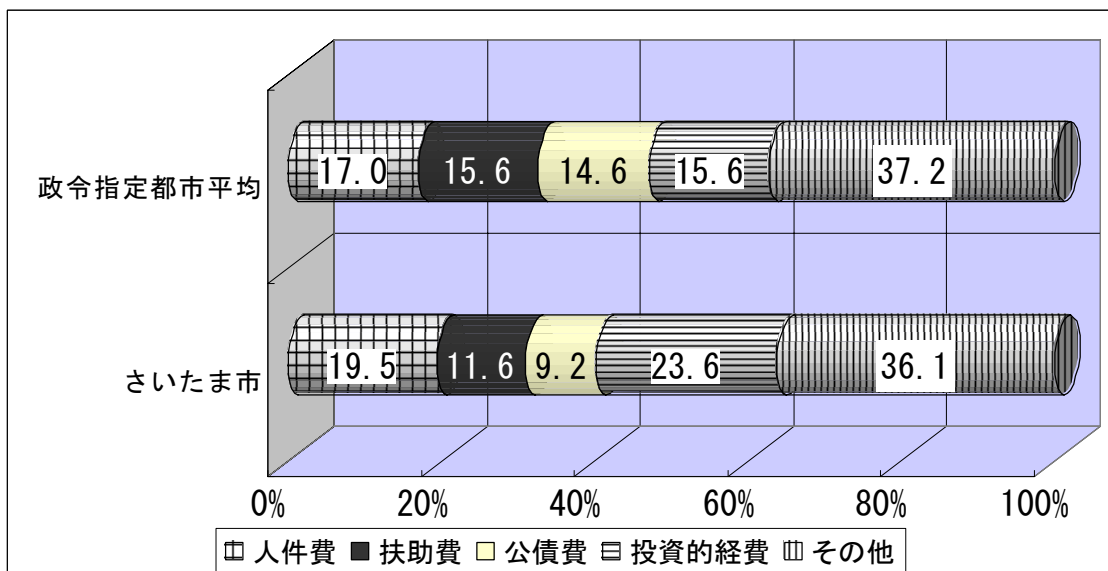
義務的経費を歳出総額に占める割合で見ると、平成13年度以降、扶助費の増分を人件費・公債費の抑制でカバーして減少傾向となっている状況にあります。

※義務的経費とは、

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。(人件費、扶助費、公債費)

性質別歳出における比較

◎平成16年度普通会計決算（構成比）における政令指定都市の平均との比較

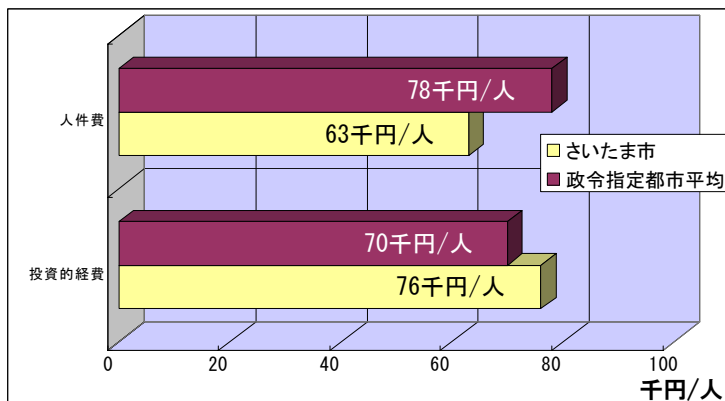


政令指定都市平均と比較すると、人件費・投資的経費の割合が高くなっておりませんが、人口一人あたりに換算すると、人件費については平均以下、投資的経費はやや高めといった状況にあります。

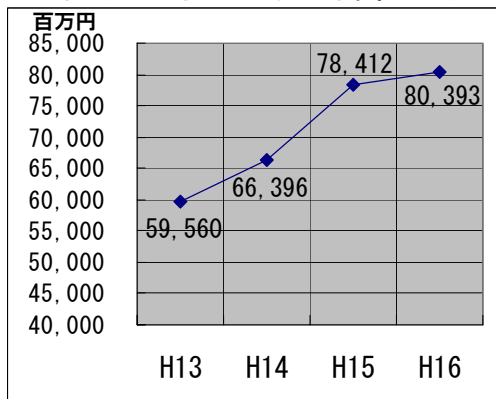
右のグラフで示されるとおり、人口一人あたりの人件費が、他の政令指定都市に比べて低くなっておりませんが、これは、人口に対する職員数が少なく、「少ない職員数でより多くの市民を対応している状況（参考4）」であると考えられます。

また、投資的経費が政令指定都市の平均よりやや高めとなっておりますが、これは限られた予算の中で都市基盤整備等の充実を図っている状況（参考5）であると考えられます。

<（参考3）人口一人あたりの歳出額【人件費、投資的経費】>

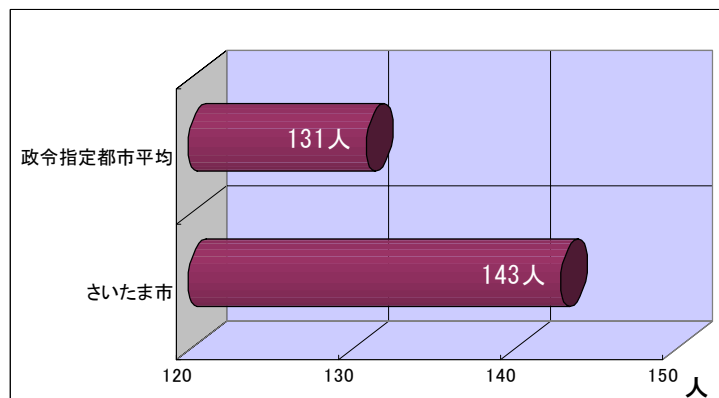


<（参考5）普通建設事業費の推移>



※H15年度に事業費が増大しているのは、政令指定都市移行に伴う事業費増を含みます。

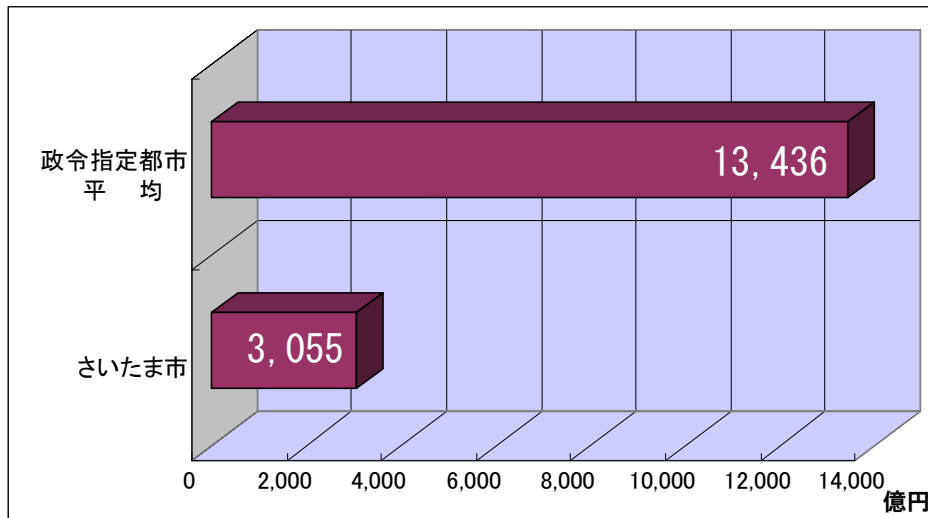
<（参考4）職員一人あたりの人口>



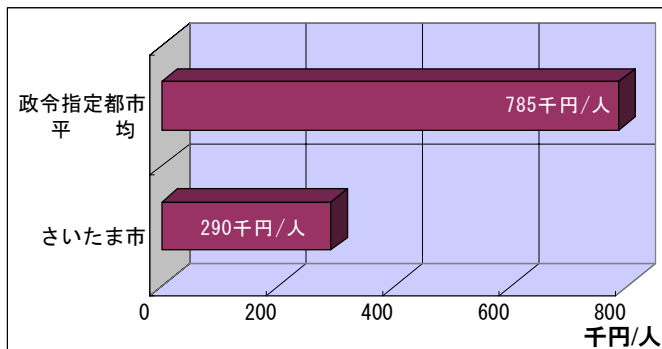
(4) 地方債残高と積立基金の現況

市債残高の現況

◎市債残高（平成16年度末）における政令指定都市の平均との比較

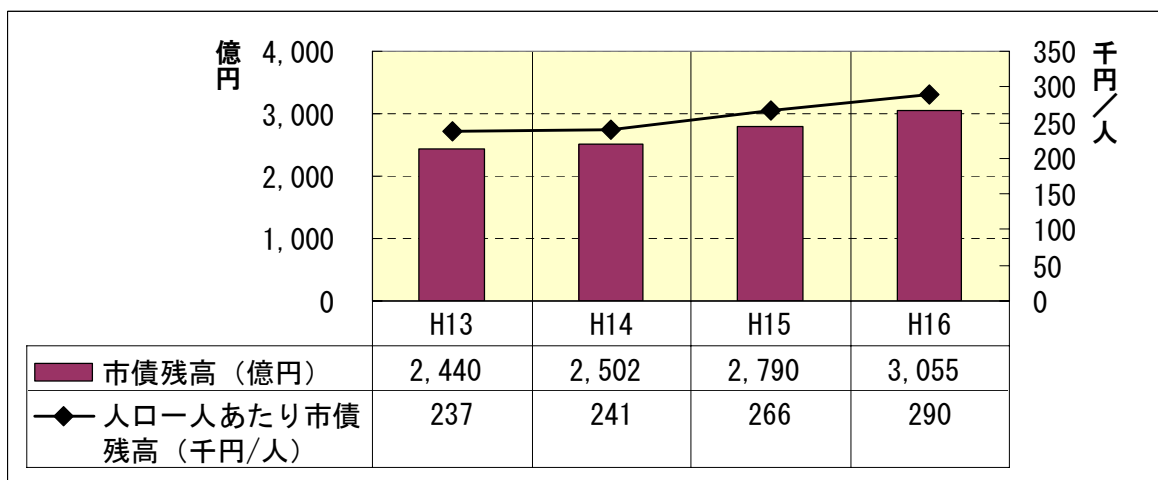


< (参考6) 人口一人あたりの市債残高 >



市債残高（平成16年度末）を政令指定都市の平均残高と比較すると、財政規模が小さいこともあり、約23%（▲10,381億円）の水準にあり、人口一人あたりの市債残高においても、約37%（▲495千円/人）となり、13政令指定都市の中で最も少ない残高となっております。

< 市債残高の年次変化 >

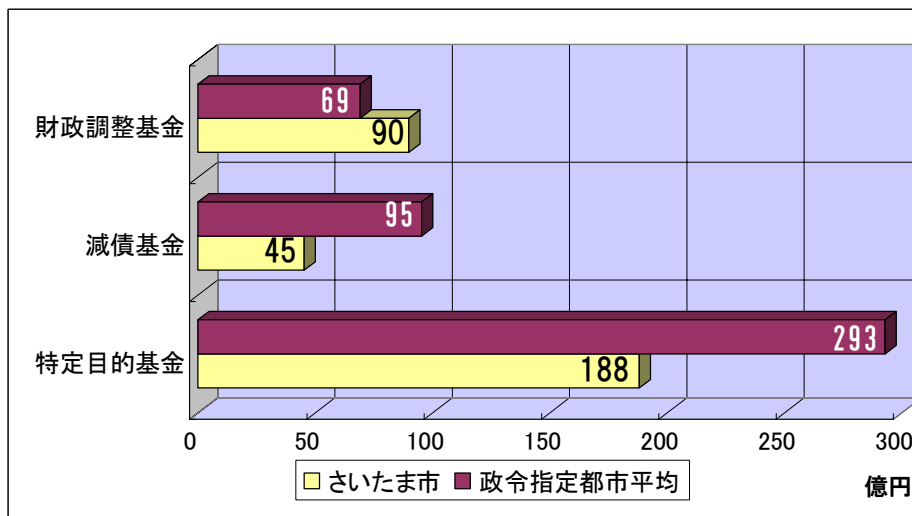


平成16年度末における市債残高は、13政令指定都市の中で最も少ない状況にありますが、市債残高の推移をみると、年々、増加しています。

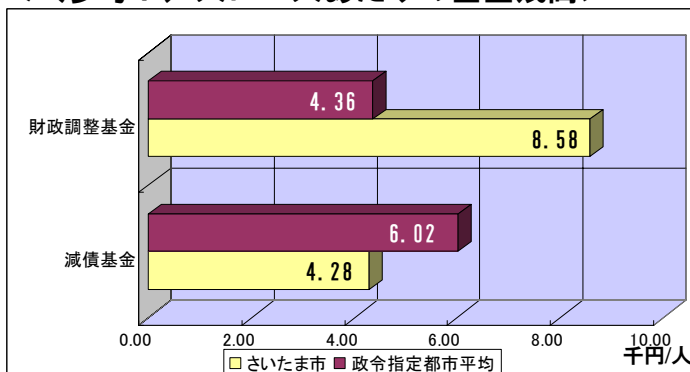
市債は、普通建設事業費の財源としていることから、その事業費に連動して市債借入額が増え、残高が増加するものです。

積立基金の現況

◎基金残高（平成16年度末）における政令指定都市の平均との比較



< (参考7) 人口一人あたりの基金残高 >



財政調整基金の残高（平成16年度末）を政令指定都市の平均残高と比較すると、財政規模が小さいにもかかわらず、多く確保されており、不測の事態等に対応できる状況にあります。

< 基金残高の年次変化 >

単位：億円

	H13	H14	H15	H16	
基金残高 計	259	234	264	323	
内 訳	財政調整基金 (※)	100	90	90	90
	減債基金 (※)	25	25	35	45
	特定目的基金 (※)	134	118	138	188

※財政調整基金とは、

年度間の財源の不均衡を調整するために設置する積立金であり、予期しない収入の減少や不時の支出増加等に備えるもの。（地方財政法第4条の3）

※減債基金とは、

市債の計画的な償還を行うために設置する積立金。（地方財政法第7条）

※特定目的基金

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設置する積立金。

(5) 財政指標等から見た財政の現況

主要財政指標における比較

◎主要財政指標の推移と政令指定都市との比較

	さいたま市				政令指定都市平均 (H16)	13政令指定都市中の順位 (H16)
	H13	H14	H15	H16		
財政力指数 【※】	0.988	0.999	0.997	0.990	0.832	2位
経常収支比率(%) 【※】	84.0	84.8	81.3	83.0	93.7	1位
公債費比率(%) 【※】	15.5	14.3	12.3	11.6	19.9	1位
起債制限比率(%) 【※】	13.4	12.8	11.6	10.4	14.4	2位
地方債残高(百万円)	244,028	250,154	279,000	305,515	1,263,748	1位
市民一人当たり地方債残高(千円/人)	237	241	266	290	785	1位

主要財政指標によると、さいたま市の財政状況は、概ね健全な水準に保たれており、また、政令指定都市との比較においても、良好な水準にあります。

< (参考8) 都市基盤整備の状況 >

	さいたま市	政令市平均
公共下水道普及率(%) 【平成16年度末現在】	80.7	96.5
都市計画道路整備率(%) 【平成15年度末現在】	55.1	73.6
一人当たり都市公園面積(m ² /人) 【平成16年度末現在】	4.8	7.9

しかし、都市基盤整備の状況は、「参考8」のとおり遅れており、今後とも整備を推進していく必要があります。

また、団塊の世代が高齢期を迎えることもあって、65歳以上の高齢者は平成18年2月現在における187千人から平成25年には256千人へと、大幅な増加が見込まれており、これに伴う扶助費の大幅な増加は避けられないものと考えられます。

< (参考9) 人口等の動態 >

	平成18年2月	平成25年見込	増	減
			増減数	増減率
総人口(A)	1,187 千人 (100.0%)	1,268 千人 (100.0%)	81 千人	(6.8%)
内 訳	15歳未満人口	173 千人 (14.6%)	175 千人 (13.8%)	2 千人 (1.2%)
	15~64歳人口	827 千人 (69.7%)	837 千人 (66.0%)	10 千人 (1.2%)
	65歳以上人口	187 千人 (15.8%)	256 千人 (20.2%)	69 千人 (36.9%)
世帯数(B)	486 千世帯	531 千世帯	45 千世帯	(9.3%)
平均世帯人員(A/B)	2.44 人/世帯	2.39 人/世帯	▲0.05 人/世帯	(▲2.2%)

※人口数の下段にあるカッコ書きは、構成比を示します。

※財政力指数とは

基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合その超えた分だけ標準的な水準を越えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか超えるほど財政力があるとみられる。

※経常収支比率とは

人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかにより財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できる。

※公債費比率とは

一般財源に占める公債費の割合。

※起債制限比率とは

地方債の許可制限に係る指標で、20%を超えると地方債許可が制限される。

合併特例債の活用状況

◎普通建設事業費の財源としての合併特例債の活用

単位：百万円、%

年 度	市 債 発 行 額 ①	臨時財政対策債(※)及び減税補てん債(※)借入額 ②	普通建設事業費に係る市債借入額 ③=①-②	合併特例債借入額		普 通 建 設 事 業 費 A	市 債 の 占 め る 割 合 B=③/A	合併特例債の占める割合 C=④/A
				④	⑤=④/③			
H13	23,647	6,721	16,926	489	2.9	59,560	28.4	0.8
H14	32,544	11,767	20,778	11,887	57.2	66,396	31.3	17.9
H15	58,772	27,576	31,196	14,448	46.3	78,412	39.8	18.4
H16	51,663	21,255	30,408	10,905	35.9	80,393	37.8	13.6
合計	166,626	67,317	99,308	37,728	38.0	284,761	34.9	13.2

本市では、都市基盤整備の普通建設事業費の財源として、合併特例債を活用しており、平成16年度までに377億円を借入れています。また、平成13年度～平成16年度における普通建設事業費に対する市債借入総額の38%、普通建設事業費の財源の13%を合併特例債が占めています。

このため、合併特例債での借入ができなくなると、現在と同規模の普通建設事業費を確保するためには、市税等の一般財源の投入が必要となり、財政面では現在よりも厳しい状況となります。

※臨時財政対策債とは

国の地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、平成13年度以降、各地方公共団体において発行することとされた市債。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

※減税補てん債とは

国の減税政策による地方税の減収分を補てん（穴埋め）するために発行することとされた地方債で、この減税補てん債の元利償還金相当額については、その全額を後年度において地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

4 中期財政収支見通し

(1) 中期財政収支の見通し (平成18~22年度)

これまでさいたま市は、健全な財政を維持してきましたが、今後の行政需要等を考慮して平成17年度を基準とした平成22年度までの5年間における中期的な財政状況を推計（一般会計ベース）すると次のとおりです。

歳入の見通し

単位：億円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
一般財源	2,790	2,809	2,802	2,809	2,781	2,791	16,782
市税	1,907	1,969	1,983	1,994	1,973	1,984	11,809
地方交付税等	211	185	171	166	162	162	1,056
その他	672	655	649	649	647	645	3,917
国県支出金	478	482	522	593	518	516	3,108
市債(普通建設事業費分)	300	314	307	267	249	259	1,697
その他特定財源	67	92	108	63	44	44	420
歳入合計	3,635	3,697	3,739	3,732	3,592	3,610	22,006

歳出の見通し

単位：億円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
人件費	748	775	797	802	804	812	4,738
扶助費	456	463	469	476	481	486	2,831
公債費	346	355	360	373	388	412	2,233
繰出金	249	260	260	311	248	249	1,576
普通建設事業費	704	794	902	852	696	698	4,648
その他	1,132	1,133	1,137	1,140	1,141	1,142	6,825
歳出合計	3,635	3,779	3,925	3,955	3,757	3,799	22,850

財源不足額(平成18~22年度)

単位：億円

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
歳入合計	3,635	3,697	3,739	3,732	3,592	3,610	22,006
歳出合計	3,635	3,779	3,925	3,955	3,757	3,799	22,850
財源不足額	0	▲82	▲185	▲223	▲165	▲189	▲845

※上記表は、各項目で四捨五入しているため合計欄で一致しない場合があります。

《中期財政収支見通しの結果》

平成18~22年度までの5年間で

845億円の財源が不足

この財源不足額は、同期間における歳入総額(18,371億円)の約5%に相当するもので、単一的な対応策で解消することは困難

<参考>中期財政収支見通しの前提条件

①基本的な考え方

▶平成17年度当初予算を基準として、平成18～22年度までの5年間を推計。

▶会計ベースは、一般会計。

②歳入の推計方法

区 分	推 計 方 法
一 般 財 源	
市 税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税に区分し、課税状況、人口推移等に基づいて推計する。 ・個人市民税については、定率減税の見直しなど制度改革（H18年度適用分）を考慮する。
地方交付税等 (臨時財政対策・減税補てん債を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税、臨時財政対策債は「構造改革と経済財政の中期展望（2004度改定）」参考資料による減少率を適用する。 ・減税補てん債はH18年度の個人市民税に係る制度改革を考慮する。（平成19年度以降の制度改革は見込まない。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税、利子割交付金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、諸収入等で、近年の実績等を踏まえて推計する。
国県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・普通建設事業費関連、扶助費関連、その他に区分して推計する。 ・普通建設事業費関連は、普通建設事業費の財源として積算する。 ・扶助費関連は、扶助費の伸びに連動して推計する。
市債 (普通建設事業費分)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通建設事業費の財源として積算する。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・分担金及び負担金、基金繰入金で、そのうち普通建設事業費の財源となる部分は積算する。

③歳出の推計方法

区 分	推 計 方 法
人 件 費	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計に属する職員のH17.5.1現在の給与をベースとし、現職員数の維持を前提として年齢構成の変動を想定し、退職手当、共済費等を含む各年度の支給総額を算定する。 ・この他、議員報酬、特別職給与等を合わせて、人件費を推計する。
扶 助 費	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、その他に分け、対象人口の変化を考慮して推計する。
公 債 費	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度までの既借入の市債については、償還計画に基づく実額を計上する。 ・今後の借入に係る公債費は、歳入の市債と連動して推計する。
繰 出 金	<ul style="list-style-type: none"> ・普通建設事業関連、人件費関連、その他に区分して推計する。 ・普通建設事業費及び人件費関連については、全ての特別会計における普通建設事業費、人件費に係る財源のうち一般会計が繰出金として補う分を積上げる。 ・その他は、近年の実績等を踏まえて推計する。
普通建設事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、予定されている普通建設事業について、その財源を含めて調査（平成17年6月時点）を行い、積上げる。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・物件費、維持補修費、補助費等、投資、出資、貸付金、積立金、予備費で、近年の実績等を踏まえて推計する。

(2) 中期財政収支の見通しの結果による今後の財政運営の問題点

中期財政収支見通しの結果により、今後、平成22年度までに845億円が財源不足となりますが、財政運営において次のような問題点が考えられます。

◇ 財政運営上の主な問題点 ◇

人件費の増加

≫健全財政を維持しながら、市民サービスの維持・向上を図るためには、≪

人件費をはじめとする行政内部の管理コストを削減することが重要

行政内部の管理コストの削減には、行政運営全般にわたる改革（行政改革）が必要ですが、財政健全化の観点からは、歳出総額の約17%（平成18年度～平成22年度）を占める人件費の抑制が重要です。



職員定数の削減、効率的な組織運営や諸手当の見直しなどを通じて、人件費の抑制に取り組んでいく必要があります。

普通建設事業の集中

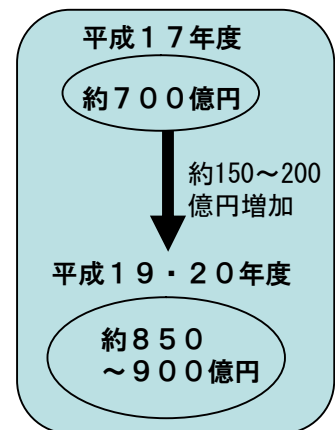
≫普通建設事業費の増加は、財源不足の大きな要因≪

普通建設事業費は、歳出総額の約20%を占めており、特に平成19・20年度に大規模事業が集中しています。



普通建設事業については、実施時期の平準化及び経費の縮減を図る必要があります。

また、普通建設事業費の平準化と縮減は、その財源となる市債借入の抑制にもつながり、結果として、公債費が縮減となります。



扶助費の増加

≫少子高齢化社会の到来に伴う扶助費の増加≪

限られた財源を活用した一層効果的な支援を行う必要があります、関連する事務事業の見直し等を進める必要があります。

市税等の財源の確保

≫歳入の大きな伸びが見込めないため、新たな自主財源の確保等の対応を≪

歳入の約50%を占める市税をはじめ、歳入面で、大きな伸びを見込むことはできませんが、市税等の収納率の向上に努めるとともに、市有財産の活用などの自主財源の確保が求められます。

5 健全財政の維持に向けた取組み方策

(1) 取組み方策の基本的な考え方

分権型社会にふさわしい自己決定・自己責任を担える自立的な行財政運営を実現するには、財政収支の均衡は基本的な条件です。このため、中期財政収支見通しにおいて見込まれる845億円の財源不足を解消し、将来世代への責任を果たせる健全な財政運営の維持を図るべく以下の取組みを行います。

健全財政の維持に向けた取組み方策

①分権型社会に対応した行政体制の確立

効率的な行財政運営のために、組織のあり方を見直し、行政のスリム化を図ります。なかでも職員数については、今後の新規事業による業務増を精査しつつ、定められた職員数で必要な仕事を進めていくことを前提として、適切な仕事の方法を考案し、選択するという観点から、職員定数を削減するとともに、効率的な組織・機構の整備を進めます。

また、外郭団体についても、内部改革による効率化を進め、一層の経営健全化を図ります。

②民間活力の導入

民間のノウハウや発想を活用することにより、サービスの効率的な提供やサービスの質の向上が期待できる場合があります。

このため、公の施設に対する指定管理者制度の導入をはじめ、サービスの目的や性質に応じた適切な事業形態を検討し、行政でなければ実施できない事業を除き、民営化や民間委託など、民間活力の積極的な導入と活用を進めます。

③市民負担のあり方の見直し

市民のライフスタイルや市民サービスに対するニーズの変化に適切に対応し、適正なサービスを提供していけるよう、市民サービスのあり方について見直しを行い、事業の再構築を進めます。このなかで、受益者が特定されるサービスについては、公平性の観点から、受益と負担の均衡を図ります。

さらに、継続的に交付している補助金については、長期化・固定化することを避け、補助金の目的、役割や成果などの観点から見直しを行い、新たに必要性の高い活動等に対する交付を可能とします。

④事業・既存施設等の見直し・再編

公共事業のコストの縮減や施設の長寿命化などに積極的に取り組むとともに、社会情勢や地域状況等を適切に把握しつつ、市民ニーズに対応した事業の選択と集中を進めます。あわせて、事業の年次的な調整によって財政負担の平準化を図ります。

⑤自主財源の確保・拡充

健全な財政運営のためには、歳出を抑制するだけでなく、歳入の充実が必要です。

このため、市有財産を積極的に活用するとともに、活用が見込まれない市有地などの資産については、売却などにより財源確保のために活用していきます。

(2) 健全財政の維持に向けた取組み目標

平成18～22年度の5年間に於いて下表の取組みにより財源不足845億円への対策を講じ、今後とも健全な財政運営の維持を図るものとします。

財源不足対策の目標

項目	目標額
分権型社会に対応した行政体制の確立 ・ 職員の適正配置と効率的な組織・機構の推進により人件費の削減を図る (104億円) ・ 特殊勤務手当の廃止など、給与・福利厚生制度を見直す (2億円) ・ 外郭団体等の改革を推進する (4億円)	110億円
民間活力の導入 ・ 指定管理者制度の活用、民間への委託化を推進し、市民サービスの向上とともに財政支出の削減を図る (38億円)	38億円
健全な財政運営の確保 ～市民負担等のあり方の見直し～ ・ 各種補助金や給付について、その目的や役割、成果等の観点から見直す (88億円) ・ 受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料を見直す (26億円)	114億円
健全な財政運営の確保 ～事業、既存施設等の見直し・再編～ ・ 都市基盤整備事業の年次的な平準化を図るとともに、事業の選択と集中により普通建設事業費を圧縮する (446億円) ・ 既存事業の見直し、再編によりコストを削減する (25億円)	471億円
健全な財政運営の確保 ～自主財源の確保・拡充～ ・ 施設の有効活用により財源を確保する (9億円) ・ 今後活用が見込まれない市有地は売却し、財源確保に活用する (13億円) ・ 市税等の徴収率の向上による財源の確保 (20億円) ・ 予算の執行状況を考慮し、特定事業への財源(基金)の確保と有効活用を図る (70億円)	112億円
目標額の合計	845億円